

島本町住民福祉審議会 要点録

(令和2年3月27日作成)

1	会 議 の 名 称	令和元年度 第4回 島本町住民福祉審議会		
2	会 議 の 開 催 日 時	令和2年3月19日(木) 午後2時～午後3時10分		
3	会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 地下 第五会議室	公開の可否	○可・一部不可・不可
4	事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	1名
5	非 公 開 の 理 由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
6	出 席 委 員	明石会長、足立委員、小田委員、梶丸委員、加藤委員、岸委員、木村委員、草野委員、後藤委員、杉本委員、谷川委員、中村(智)委員、中村(民)委員、三宅委員 (以上14名)		
7	会 議 の 議 題	案件1 第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画(案)について 案件2 島本町地域福祉計画の進捗状況について 案件3 その他		
8	配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画(案)」に係るパブリックコメントの実施結果 ・資料2 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」(最終案) ・(参考資料) 計画素案からの変更箇所について(主なもの) ・資料3 島本町ひとり親家庭等自立促進計画 ひとり親家庭等アンケート調査報告書(最終案) ・資料4 「第3期島本町地域福祉計画」の進捗状況 ・資料5-1 「第4期島本町地域福祉計画(第1期自殺対策計画)」の進捗状況(令和元年度実績) ・資料5-2 「第1期自殺対策計画」の進捗状況(令和元年度実績) 		
9	審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

令和元年度 第4回 島本町住民福祉審議会 要点録

(令和2年3月19日(木)開催)

開会

会 長

ただいまから、令和元年度第4回島本町住民福祉審議会を開催する。委員の出席状況の報告をお願いする。

事務局

本日は14名の委員が出席している。島本町住民福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席していることから、本日の会議が成立していることを報告する。

また、今回も、次期「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定業務を委託している業者に出席をお願いしているので、あわせて報告する。

会 長

配布資料の確認をお願いする。

事務局

配布資料を確認する。

(事務局から配布資料の確認)

会 長

本日、1名の傍聴の申し出がある。島本町住民福祉審議会の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

会 長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

会 長

傍聴者は傍聴要領を守り、傍聴するようお願いする。

案件1 第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画（案）について

会 長

「案件1 第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画（案）について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。

事務局

（資料1、資料2、（参考資料）、資料3に基づき、説明）

会 長

質問や意見はないか。

委 員

資料2の36ページの4. 1) 「養育費の確保に関する民法などの改正」は、養育費を回収する際の手続きを定める民事執行法が令和2年4月1日に改正されることになっているので、「民事執行法などの改正」となるのではないか。

会 長

確認したうえで、必要に応じて修正をお願いする。

委 員

パブリックコメントのご意見をもとに、「ひとり親家庭等児童福祉金」の項目を追加したとのことであったが、なぜ抜けていたのか。

事務局

「ひとり親家庭等児童福祉金」は、以前から存在する制度である。過去の審議会において、同様の議論や指摘があったのかを調べたが、追うことができなかった。令和2年4月から内容を一部変更するが、制度そのものは存続するため、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて追加したものである。

会 長

基本的に現行計画を踏襲して、次期計画を策定してきたので、記載がなかったということではないか。

会 長

修正の確認は会長に一任していただくということでよろしいか。

（「異議なし」の声）

会 長

それでは、私と事務局で修正箇所を確認させていただく。

案件2 島本町地域福祉計画の進捗状況について

会 長

「案件2 島本町地域福祉計画の進捗状況について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料4、資料5に基づき、説明)

会 長

質問や意見はないか。

委 員

「避難行動要支援者名簿の情報を関係機関と共有した」との説明があったが、この「関係機関」とはどこになるのか。自治会も共有しているのか。

事務局

「関係機関」とは、民生委員児童委員、社会福祉協議会のほか、協定を締結した自治会や自主防災会も含まれる。

委 員

町と協定を締結すれば、その自治会の域内の名簿について、提供を受けることができるということか。

事務局

民生委員児童委員に対して、担当地域内の名簿を提供しているのと同様に、自治会についても域内の名簿を提供している。なお、協定そのものは、危機管理室と締結することになる。

委 員

資料5-2の1ページ、2. 自殺対策を支える人材の育成にあるゲートキーパー養成研修受講者1名が、どのようにゲートキーパーを養成しているのか。

事務局

令和元年度は、ゲートキーパーを養成できる人材として、職員1名がゲートキーパー養成研修に参加したところである。令和2年度以降に、その職員がゲートキーパーを養成していく予定としている。

委 員

令和2年度以降に養成する予定のゲートキーパーは、どの課の職員を想定しているのか。

事務局

資料5-2において、ゲートキーパーのことを記載している欄の所管課である福祉推進課や人権文化センター、人事課を想定している。また、会話の中にある自殺のサインに気づくことができるよう、窓口業務を担当する職員も順次対象としていきたい。

会長

研修計画のようなものがあれば、わかりやすいのではないか。

委員

資料5-2の1ページ、2. 自殺対策を支える人材の育成の欄に、「自殺を志願している方からの相談が実際にあった。」と記載されているが、福祉推進課に一般の方から相談があったということなのか。

事務局

人権文化センターから、そのような相談があったと聞いているが、詳細については、把握していない。

案件3 その他

会長

その他の案件として、事務局から何かあるか。

事務局

(今後のスケジュールの説明)

会長

他にないようなので、これにて閉会とする。

<閉 会>